

私的領域における法4条1項7号の適用に 関する考慮要素の検討



辻本法律特許事務所
弁護士 松田 さとみ

第1 はじめに

法4条1項7号は、商標登録を受けることができない商標として「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」を挙げる。同法文の規定の仕方からは、商標自体の性質に着目した不登録事由を規定したものと考えられるが、商標審査基準（改訂第12版）では「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」には、「その構成自体がきょう激、卑わい、差別的若しくは他人に不快な印象を与えるような文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音である場合並びに商標の構成自体がそうでなくとも、指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、又は社会の一般的道徳観念に反するような場合も含まれるものとする。（以下、省略）」として、出願商標の性質自体に着目する場合に限られないとされている。

また審判例・裁判例では、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」には、「当該商標の登録出願の経緯に社会的相当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ないような場合等が含まれる」と広く解釈される傾向にあり¹、当事者間の私的な商標権の帰属をめぐる争いに関して法4条1項7号の該当性が争点になった事案も複数存在する。

法4条1項7号は拡大して解釈される傾向にあり²、特に当事者間の私的領域における適用の拡大が顕著である。そこで、本稿では、当事者間の私的な商標権の帰属をめぐる争いに関して法4条1項7号の該当性を認定するにあたっていかなる要素が考慮されているかについて検討したい。

第2 法4条1項7号の規定について

法4条1項では、各号で商標登録を受けることができない商標を列挙し、その登録を受けることができない事由により公益的な理由から登録を受けることができない商標と私益的な理由から

1 知財高裁平成22年7月15日判決・裁判所HP等。

2 山田威一郎「商標法における公序良俗概念の拡大」（知財管理2001年12月号1863頁）、齊藤整・勝見元博「最近の新判決例にみる商標法第4条第1項第7号における公序良俗概念」（パテント2006 Vol.59 No.8 54頁）。